

金属缶の規格

食品添加物等の規格基準（昭和34年 厚生省告示第 370号）

最終改正：令和2年厚生労働省告示第380号

乾燥した食品（油脂および脂肪性食品を除く。）を内容物とするものを除く。

項目	規格	溶出条件		料金 (税抜き額)	検体必要量	
		使用温度 100℃以下	使用温度 100℃を超える			
ヒ素、 カドミウム 及び鉛	pH5を超える食品	標準溶液の吸光度より大きくてはならない ヒ素(As ₂ O ₃ として):		19,000	100cm ²	
	pH5以下の食品	0.2μg/mL以下 カドミウム:0.1μg/mL以下 鉛:0.4μg/mL以下		19,000		
フェノール	標準溶液の吸光度より大きくてはならない (5μg/mL以下)	水60℃30分	水95℃30分	5,500	150cm ²	
ホルム アルデヒド	対照液の呈する色より濃くてはならない (約4μg/mL以下)	水60℃30分	水95℃30分	6,000		
溶出試験* 蒸発 残留物	油脂及び脂肪性食品	ヘプタン 25℃1時間		7,000	450cm ² /1溶媒	
	酒類	20%エタノール 60℃30分		4,500		
	上記以外の食品	pH5を超えるもの	水60℃30分	水95℃30分		4,500
		pH5以下のもの	4%酢酸 60℃30分			4,500
エピクロル ヒドリン	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない (0.5μg/mL以下)	ペンタン 25℃1時間		13,000 ***	80cm ²	
塩化 ビニル	標準溶液のピーク面積より大きくてはならない (0.05μg/mL以下)	エタノール 5℃以下24時間		17,000	80cm ²	

食品と直接接触する部分が合成樹脂で塗装されていないものについては、ヒ素、鉛及びカドミウムのみとする。但し、缶蓋、缶底、缶胴のいずれかの部分が塗装されているものは、その部分についてのみ全項目試験する。

*溶出方法	液体を満たすことができる試料 (内容積が1,000mLを超えるものを除く)	充填溶出
	液体を満たすことができる試料であって 内容積が1,000mLを超えるもの	片面溶出 (2mL/cm ²)
	液体を満たすことができない試料	

**天然油脂を主原料とする塗料であって塗膜の酸化亜鉛の含量が3%を超えるものにより缶の内面を塗装した缶の場合、蒸発残留物は
ヘプタン :90μg/mL以下でなければならない
水 :30μg/mLを超える時、クロロホルム可溶物量は30μg/mL以下でなければならない
(酸化亜鉛含量の判別方法は、昭和57年環食第53号環食化第11号参照)

***液体を満たすことができる試料で内容積が500mLを超え、1,000mL以下のものは
溶媒料金:¥2,000(税抜き額)が別途必要